② 事業規律の強化

令和６年４月に施行された、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第44号）により一部改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、地域住民との適切なコミュニケーションを図るため、説明会の開催等による周辺地域の住民への事業内容の事前周知をＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度（Feed-in Premium。市場価格を踏まえて計算される参照価格と基準価格の差額等をプレミアムとして交付する制度であり、事業者の収入水準は市場価格に連動する。以下同じ。）の認定基準とした。また、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する関係法令違反を早期に是正するため、違反事業者等に対してＦＩＴ・ＦＩＰ交付金を一時停止する措置を導入した。併せて、令和５年10月から、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地開発許可等、災害の危険に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、ＦＩＴ・ＦＩＰ認定申請の要件として、認定手続を厳格化した。

さらに、令和５年３月に施行された、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年法律第74号）により一部改正された電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、小規模な太陽光発電設備に技術基準の適合維持義務を課す等の規律強化を行った。

これらの措置等を実効的に講じるため、令和６年度から、全国の再生可能エネルギー発電施設に対して現地調査を行う体制を構築する等、執行体制の強化を図っている。

③ 農山漁村におけるエネルギーマネジメントシステムの導入

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上では、電力系統に係る制約の克服と調整力の確保が重要であり、既存の電力系統の最大限の活用、ネットワークコスト改革等による電力系統の増強への対応等を進める。その際、農山漁村に合わせたエネルギーマネジメントシステム（Village Energy Management System。以下「ＶＥＭＳ」という。）を含めた地産地消型エネルギーシステムの普及に向けて、国及び地方公共団体が連携し、先例となるべき優れたエネルギーシステムの構築を後押しし、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を積極的に推し進める。

⑸ 木質バイオマス発電や営農型太陽光発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

（略）

農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を転用し、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことを営農型太陽光発電という。営農型太陽光発電は、本来の目的に即して取り組むことで、売電収益由来の収入、電力の自家消費による光熱費削減等によって農業者の所得が向上し、地域の農業の振興に資することが期待される。今後とも適切な営農の確保を前提に地域活性化に資する形でこうした望ましい営農型太陽光発電について導入を進めていく。また、発電設備下における最適な栽培体系の実証や電力の地産地消を含めたモデル的な取組の支援のほか、望ましい営農型太陽光発電のあり方について、具体的に整理を行う。

（新設）

（新設）

エネルギー基本計画（平成30年７月３日閣議決定）を踏まえ、再生可能エネルギーについては、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減と固定価格買取制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き進める。また、再生可能エネルギーの主力電源化を進める上では、電力系統に係る制約の克服と調整力の確保が重要であり、既存の電力系統の最大限の活用、ネットワークコスト改革等による電力系統の増強への対応等を進める。その際、農山漁村などの地域に合わせたエネルギーマネジメントシステム（以下「ＥＭＳ」という。）を含めた地産地消型エネルギーシステムの普及に向けて、国及び地方公共団体が連携し、先例となるべき優れたエネルギーシステムの構築を後押しし、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を積極的に推し進める。

⑸ 木質バイオマス発電や営農型太陽光発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

（略）

農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置して発電する営農型太陽光発電（以下「営農型太陽光発電」という。）は、営農の適切な継続を通じて農地の有効活用が図られるとともに、営農による収入、売電収益由来の収入、電力の自家消費による光熱費削減等によって農業者の所得が向上することにより、荒廃農地の再生や条件不利地域での営農や定住を下支えし、地域の農業の振興に資することが期待される。また、多面的な機能を有する農地上で発電をする形態であることから、地域の農業と調和しながら地域の農業を発展させ、地域の活力の向上につなげることも重要である。さらに、営農型太陽光発電については、農業と発電事業とを両立させることが必要であるこ